

令和8年度 立木第3回

入札のご案内

(資格付一般競争入札物件明細書)



**令和8年10月28日(水)
13時30分入札開始
天竜森林管理署 入札室**

本物件は、持続可能な森林経営が営まれた森林において、伐採の
手続き等を法令に照らし合わせ適正に実施した立木である。

天竜森林管理署

〒434-0012

静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1

TEL : 050(3160)5670

Address : ks_tenryuu_postmaster@maff.go.jp

HP : <http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tenryu/index.html>

目 次

1. 入札物件一覧表
2. 入札物件広域図
3. 公売公告
4. 各入札物件位置図・販売物件明細書
5. 特約事項・仕様書・各種様式
 - ・特約事項
 - ・主伐時における伐採・搬出指針
 - ・天竜林材業振興協議会 FM認証グループ 森林作業共通仕様書
 - ・分収育林についてのご注意
 - ・別紙1－1 委任状（都度委任する場合）
 - ・別紙1－2 委任状（年間通して委任する場合）
 - ・別紙2 入札書
 - ・別紙3 暴力団排除に関する誓約事項
 - ・別紙4－1 売買代金明細書
 - ・別紙4－2 適格請求書（インボイス）の交付について
 - ・別紙5 立木販売箇所の事業計画書
 - ・別紙6 伐採及び搬出に係るチェックリスト
6. 現地案内実施一覧表・集合場所位置図

「マップコード」および「MAPCODE」は(株)デンソーの登録商標です。

「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

入札物件一覧表

入札番号	物件所在地	面積 (ha)	種 類	樹 種	本 数	材積 (m3)	林 齢	搬出期間	備 考
1	浜松市天竜区水窪町 地頭方国有林 319い3林小班	4.29	皆伐	スギ ヒノキ モミ	6,098	4,078.19	71	36ヶ月	分収育林 オーナー数4人 水源かん養保安林
2	浜松市天竜区水窪町 地頭方国有林 320い1林小班	3.98	皆伐	スギ ヒノキ モミ 他L	2,831	3,671.01	70	36ヶ月	分収育林 オーナー数4人 水源かん養保安林
3	浜松市天竜区水窪町 地頭方国有林 356い1林小班	4.90	皆伐	スギ ヒノキ アカマツ 他L	4,032	5,045.06	69	36ヶ月	分収育林 オーナー数6人 水源かん養保安林
4	浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林 825い林小班	1.23	皆伐	スギ ヒノキ アカマツ、モミ ヒメコマツ、カヤ コメツガ 他N、他L	1,352	481.71	61	36ヶ月	分収育林 オーナー数14人 水源かん養保安林 FSC材
5	浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林 825に1林小班	3.14	皆伐	スギ ヒノキ アカマツ モミ 他L	2,869	2,341.42	65	36ヶ月	分収育林 オーナー数7人 水源かん養保安林 FSC材
6	浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林 825に2林小班	4.14	皆伐	スギ ヒノキ アカマツ ヒメコマツ モミ 他L	4,302	2,441.81	65	36ヶ月	分収育林 オーナー数3人 水源かん養保安林 FSC材
7	浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林 825ち2、ぬ1、わ林小班	4.70	皆伐	スギ ヒノキ アカマツ モミ 他L	4,746	3,414.93	61 ～ 67	36ヶ月	分収育林 オーナー数17人 水源かん養保安林 FSC材
8	浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林 827い林小班	4.36	皆伐	スギ ヒノキ モミ コメツガ 他L	4,202	2,380.90	61	36ヶ月	分収育林 オーナー数9人 水源かん養保安林 FSC材
計						23,855.03			

【注意】

(1) 入札番号第1号～第3号については、鹿害剥皮被害防止のための幹巻きテープ（リンロンテープ）が施されており、撤去（撤去期間2ヶ月程度）の必要があるため、事業開始はその撤去後以降とすること。

(2) 入札番号4号～6号及び8号物件付近の林道（地八吉沢線）は浜松市が管理しているため、使用については管理者に相談すること。

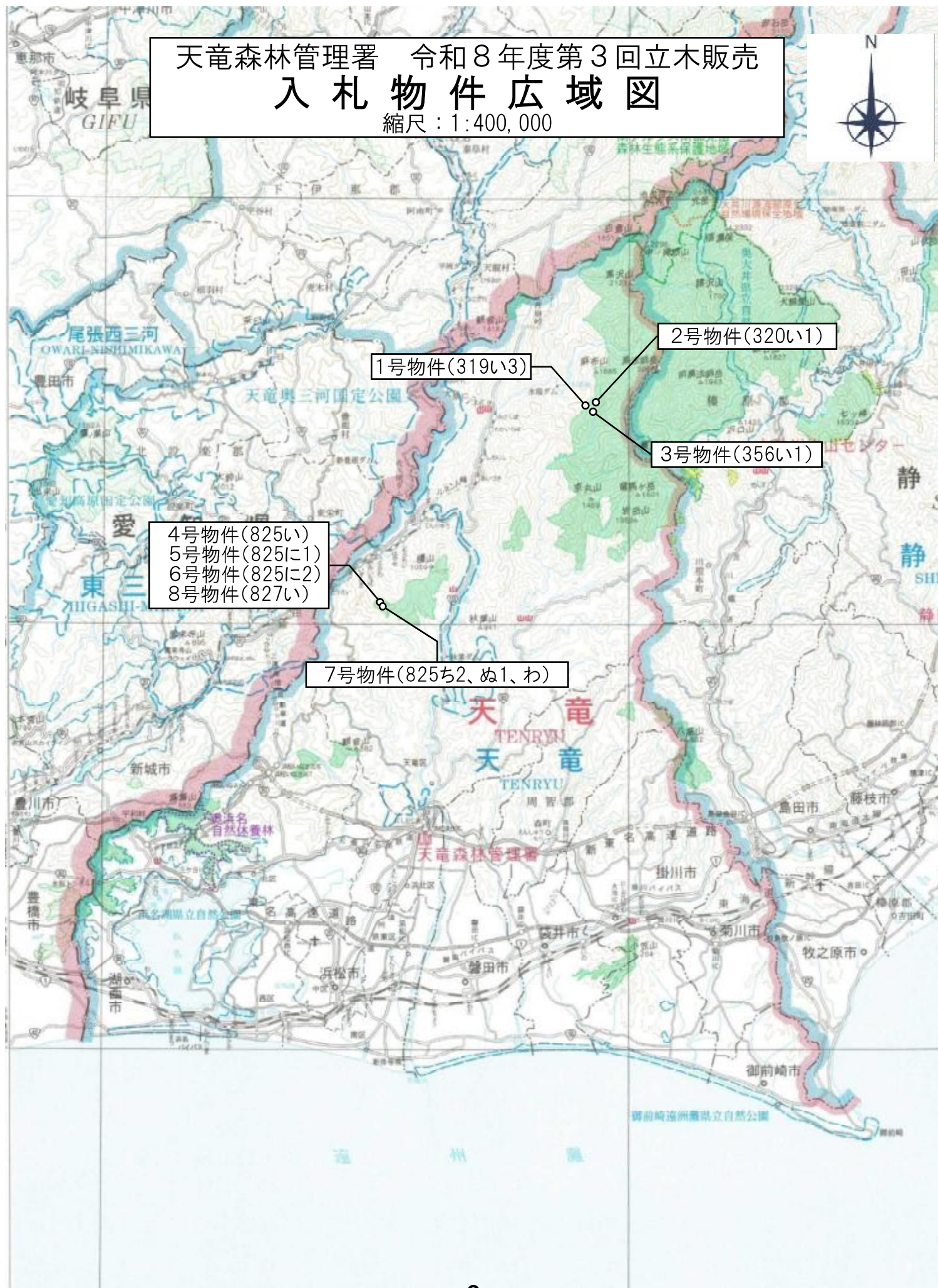
林道（地八吉沢線）脇に貸付杭が埋設されている。このことについて現地確認や打ち合わせの際などに森林官へ確認し、森林官の指示に従い必ず保全措置をとること。

なお、誤ってこの標識を毀損等してしまった場合は、買受人の経費負担により測量等のうえ復元することになるので、十分注意すること。

(3) 入札番号4号～6号及び8号の4物件については、隣接する小班であり、各小班面積を合計すると10ha以上となる。いずれも、水源かん養保安林であり、保安林指定施業要件・皆伐の伐採限度面積が10haに制限されているため、同年度内に4物件すべてを皆伐することができない。このため、入札の結果により伐採限度面積以下となるよう調整が必要となった場合は、当署の指示に従い、落札者間での伐採年度の調整があることをご了承ください。

*その他注意事項は特約事項をご確認ください。

天竜森林管理署 令和8年度第3回立木販売
入札物件広域図
縮尺：1：400,000



公 売 公 告

令和8年9月28日

分任契約担当官

天竜森林管理署長 吉松 重記

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札してください。

記

1 入札及び開札の日時

令和8年10月28日（水）

入札開始 13時30分

締切 13時35分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

天竜森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒434-0012

静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1 天竜森林管理署

（2）到着期限 10月27日（火） 17時00分必着

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留又は配達証明でお送りください。

なお、開札の結果、不落となった場合には、直ちに再度の入札を行うので、郵便入札する場合には、再度の入札に参加できないことに留意すること。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（主伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件ごとの(特約事項・入札条件等)については、別添「特約事項」「分収育林についてのご注意」を参照してください。

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度までの林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を入札日までに各森林管理局長より受けている者に限ります。

ただし、次の事項に該当する者は参加することができません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者

(3) 開札の日に、各森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者

6 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。この場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入してください。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)を契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、

「委任状」（別紙１－１）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加できません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙１－２）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

１０ 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約の締結期限は令和８年１１月１３日（金）までとします。

１１ 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日以内とします。

1 2 代金の延納

- (1) 1 件の売払契約代金が 1 5 0 万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和 2 4 年法律第 1 7 6 号）の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷ 3 6 5 日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して 2 0 日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000 m³未満は 6 ヶ月以内、1,000 m³以上は 1 0 ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第 3 4 条第 1 項及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条第 1 項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から 1 5 日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第 3 4 条第 3 項第 2 号及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条 3 項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、又は代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を天竜森林管理署へ必ず提示してから搬出してください。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 3 5 条に基づき、引渡領収書を天竜森林管理署長に提出してください。

1 4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：天竜森林管理署又は天竜森林管理署ホームページで閲覧してください。

イ 契約書（案）：天竜森林管理署で閲覧してください。

天竜森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tenryu/index.html>

- (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙１：委任状、別紙２：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、天竜森林管理署 業務グループ 主任森林整備官（経営・土木）へお問い合わせください。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

１５ その他留意事項

（１）入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙３）に同意したものとします。

（２）本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。

（３）発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明してください。

（４）適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙４－１「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙４－２のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については以下のページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

16 お問い合わせ

不明の点は、以下までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

天竜森林管理署 業務グループ 主任森林整備官（経営・土木）

電話番号 053-588-5591（一般電話回線）

050-3160-5670（IP電話回線）

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

入札番号第1号～第3号物件位置図

第1号物件：静岡県浜松市天竜区水窪町 地頭方国有林319い3林小班
面積：4.29ha



386 896 782*16

第2号物件：静岡県浜松市天竜区水窪町 地頭方国有林320い1林小班
面積：3.98ha

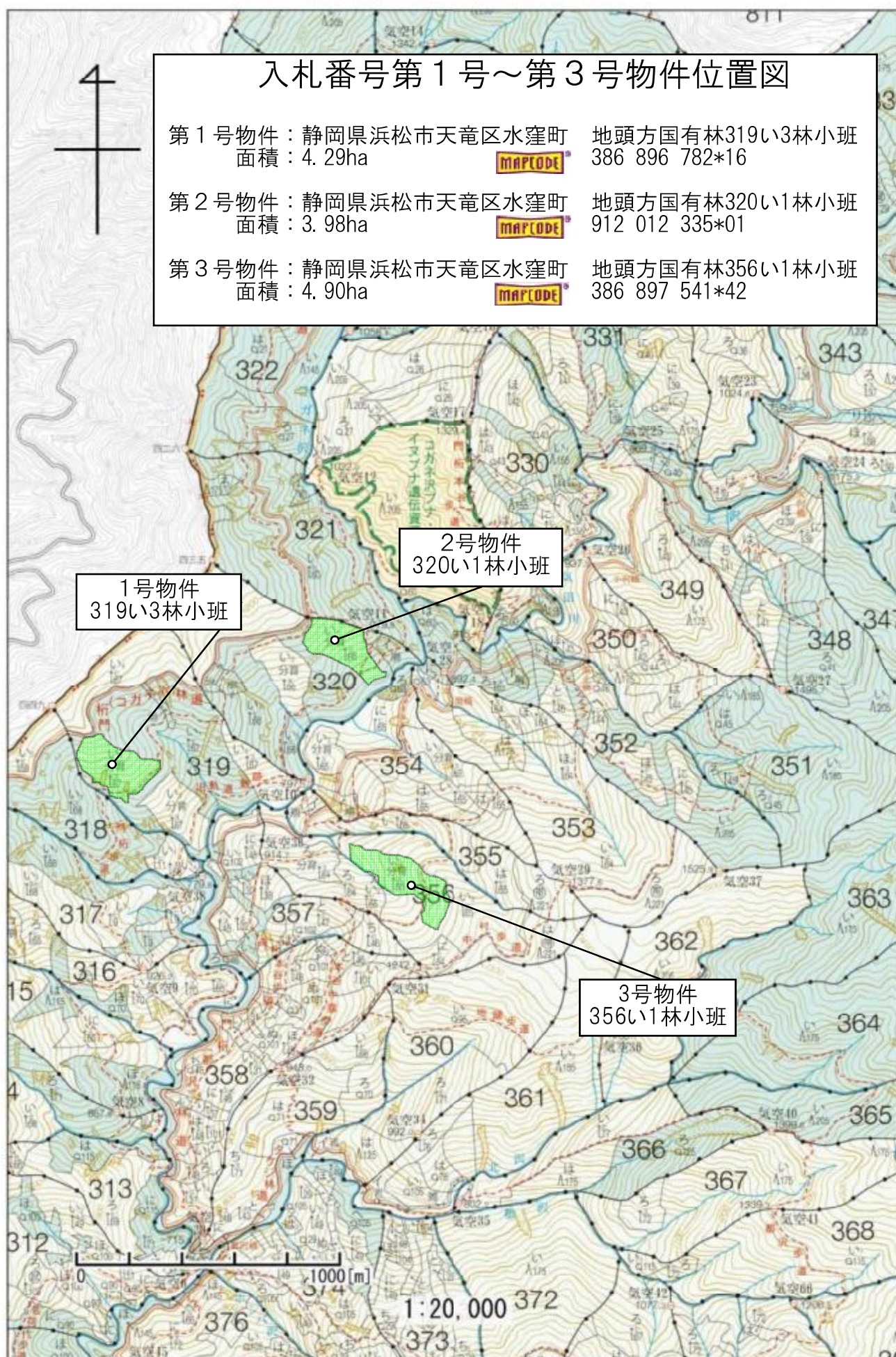


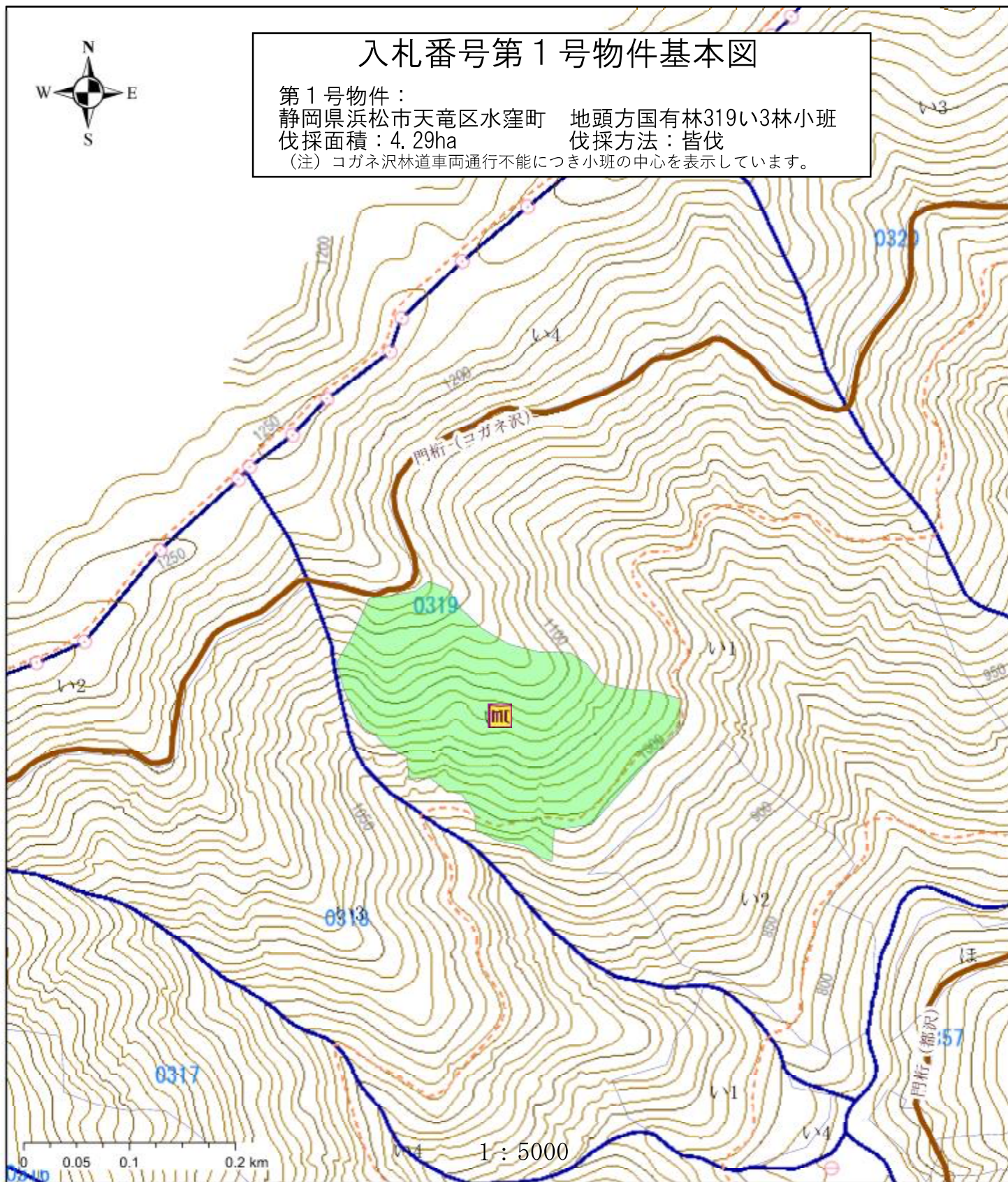
912 012 335*01

第3号物件：静岡県浜松市天竜区水窪町 地頭方国有林356い1林小班
面積：4.90ha

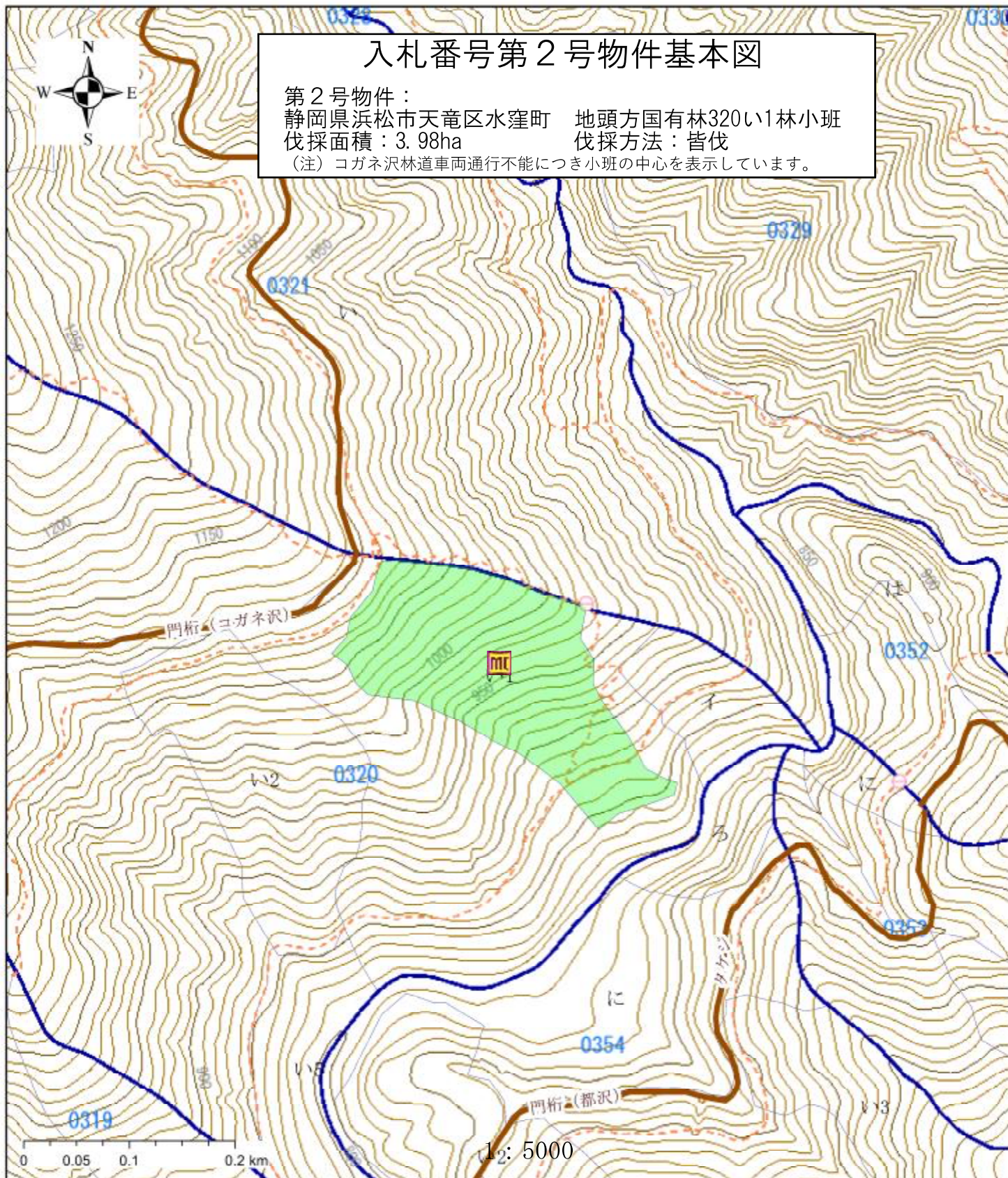


386 897 541*42

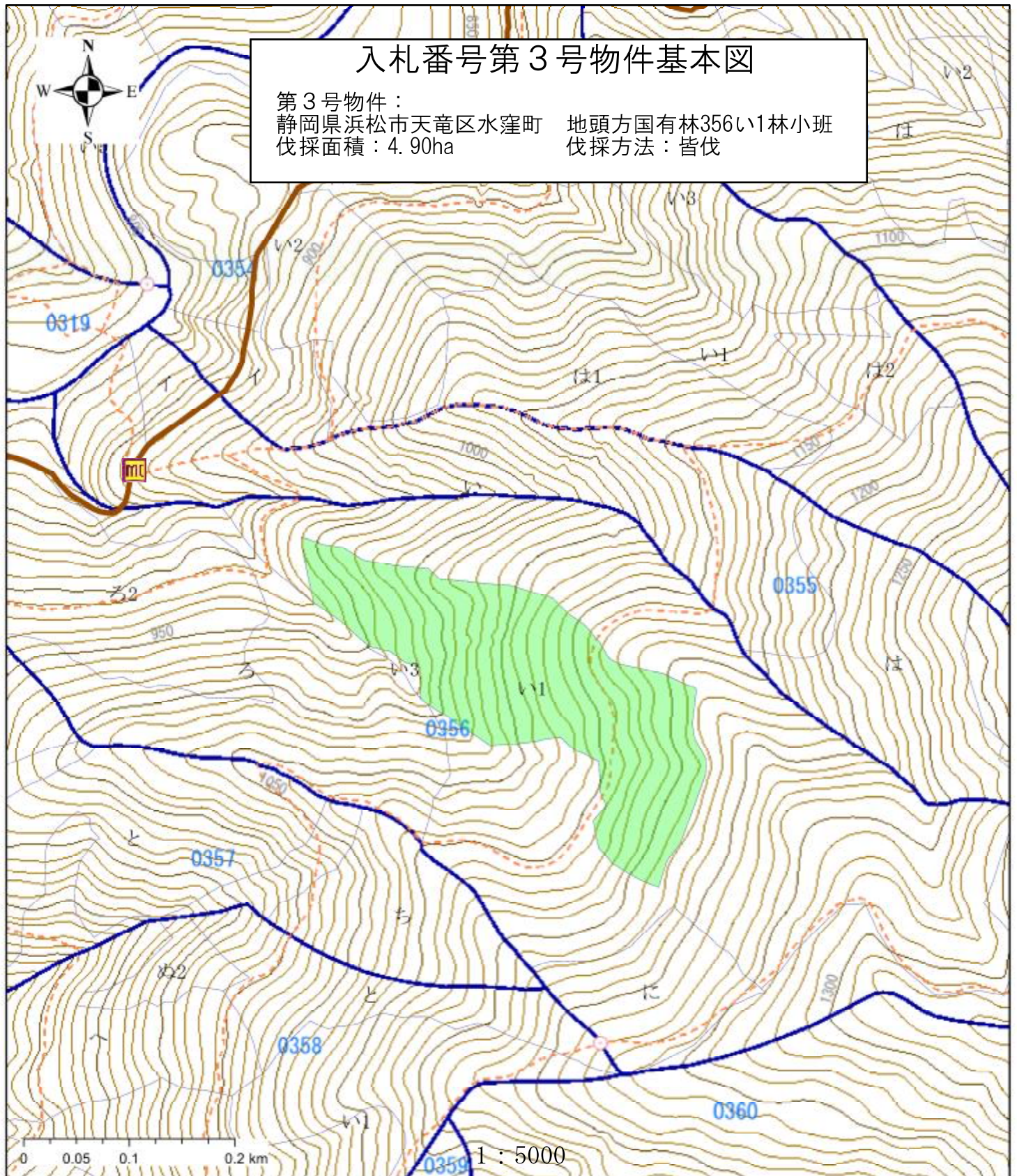




386 896 782*16



912 012 335*01



386 897 541*42



入札第 1 号

所在地

静岡県浜松市天竜区水窪町
地頭方国有林319い3林小班

(分収育林)

主間伐別

皆伐

林齢

71年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

4.29ha

樹種	用バ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
スギ	一般材	12	14	1	0.09			
		14	16	8	1.04			
		16	17	39	7.02			
		18	19	110	27.50			
		20	20	241	77.12			
		22	21	408	159.12			
		24	21	545	250.70			
		26	22	606	339.36			
		28	23	593	403.24			
		30	23	519	399.63			
		32	24	420	373.80			
		34	25	321	333.84			
		36	25	235	272.60			
		38	25	165	212.85			
		40	26	104	151.84			
		42	26	59	93.22			
		44	27	32	56.64			
		46	27	15	28.50			
		48	27~31	7	15.21			
		50	27~32	3	6.95			
		52	27~29	2	4.81			
	一般材 計			4,433	3,215.08			
	低質材 計	10~30	13~23	250	70.54			
スギ 計				4,683	3,285.62			
ヒノキ	一般材	12	11	1	0.07			
		14	13	5	0.50			
		16	14	16	2.40			
		18	15	43	8.60			
		20	17	87	23.49			
		22	17	138	45.54			
		24	18	180	72.00			
		26	19	209	102.41			
		28	20	207	122.13			
		30	21	165	117.15			
		32	21	118	93.22			
		34	22	77	71.61			
		36	22	48	48.96			
		38	23	26	30.68			
		40	23	15	19.35			
		42	20~22	7	8.75			
		44	21~23	2	2.88			
	一般材 計			1,344	769.74			
	低質材 計	12~36	11~22	67	17.32			
ヒノキ 計				1,411	787.06			
モミ 計	低質材 計	40~46	18~21	4	5.51			
合計				6,098	4,078.19			



入札第 2 号

所在地

静岡県浜松市天竜区水窪町
地頭方国有林320い1林小班

(分収育林)

主間伐別

皆伐

林齢

70年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

3.98ha

樹 種	用バ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本 数	材積(m3)	単 価	金 額	備 考
スギ	一般材	18	16	3	0.63			
		20	18	9	2.52			
		22	19	22	7.92			
		24	20	44	19.36			
		26	21	85	45.90			
		28	22	142	92.30			
		30	24	205	164.00			
		32	24	267	237.63			
		34	25	320	332.80			
		36	26	334	400.80			
		38	27	309	426.42			
		40	28	265	418.70			
		42	29	210	371.70			
		44	29	155	296.05			
		46	30	107	227.91			
		48	30	72	164.16			
		50	31	49	123.48			
		52	32	34	94.18			
		54	32	22	64.90			
		56	33	12	38.76			
		58	28~33	6	18.92			
		60	31~32	3	10.23			
		62	28~33	3	10.29			
		64	29~30	3	10.70			
		66	30	2	7.58			
		68	31	1	4.12			
		84	32	1	5.97			
	一般材 計			2,685	3,597.93			
	低質材 計	14~24	13~20	31	7.57			
スギ 計				2,716	3,605.50			
ヒノキ	一般材	18	15	2	0.40			
		20	15	3	0.72			
		22	16	7	2.10			
		24	17	10	3.80			
		26	18	15	6.90			
		28	18	15	7.95			
		30	19	12	7.56			
		32	19	10	7.00			
		34	19	7	5.46			
		36	20	4	3.64			
		38	20	3	3.00			
		40	21	1	1.16			
		46	24	1	1.72			
	一般材 計			90	51.41			
	低質材 計	16~18	14~15	2	0.35			
ヒノキ 計				92	51.76			
モミ 計	低質材 計	62	24	1	3.30			
他L 計	低質材 計	18~40	13~20	22	10.45			
合 計				2,831	3,671.01			



入札第 3 号

所在地

静岡県浜松市天竜区水窪町
地頭方国有林356い1林小班

(分収育林)

主間伐別

皆伐

林齢

69年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

4.90ha

樹 種	用バ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本 数	材積(m3)	単 価	金 額	備 考
スギ	一般材	16	18	2	0.38			
		18	19	8	2.00			
		20	21	23	7.59			
		22	22	52	21.32			
		24	23	96	48.96			
		26	23	162	95.58			
		28	24	254	180.34			
		30	25	332	278.88			
		32	26	381	365.76			
		34	26	402	434.16			
		36	27	384	476.16			
		38	27	356	491.28			
		40	28	318	502.44			
		42	28	264	451.44			
		44	29	195	372.45			
		46	29	142	291.10			
		48	29	108	237.60			
		50	30	77	187.11			
		52	30	53	137.27			
		54	30	37	101.75			
		56	31	26	78.52			
		58	31	14	44.66			
		60	30~31	5	16.61			
		62	31	2	7.10			
		64	31~32	2	7.61			
		66	31	1	3.93			
		68	31	1	4.12			
		70	32	1	4.46			
	一般材 計			3,698	4,850.58			
	低質材 計	14~32	16~26	10	3.73			
スギ 計				3,708	4,854.31			
ヒノキ	一般材	14	16	1	0.13			
		16	17	2	0.36			
		18	18	4	0.96			
		20	18	11	3.19			
		22	19	22	8.14			
		24	19	46	19.78			
		26	20	60	31.20			
		28	20	59	34.81			
		30	20	50	33.50			
		32	21	31	24.49			
		34	21	14	12.32			
		36	21	7	6.79			
		38	21~22	4	4.36			
		40	22~23	3	3.73			
		42	23	1	1.40			
	一般材 計			315	185.16			
	低質材 計	14~18	16~18	5	0.86			
ヒノキ 計				320	186.02			
アカマツ 計	低質材 計	56	23	1	2.31			
他L 計	低質材 計	24~44	16~23	3	2.42			
合計				4,032	5,045.06			

入札番号第4号～第8号物件位置図

第4号物件：

静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825い林小班

面積：1.23ha

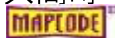


386 331 530*42

第5号物件：

静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825に1林小班

面積：3.14ha



386 332 604*05

第6号物件：

静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825に2林小班

面積：4.14ha

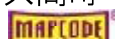


386 331 509*05

第7号物件：

静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825ち2、ぬ1、わ林小班

面積：4.70ha

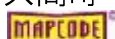


386 332 200*41

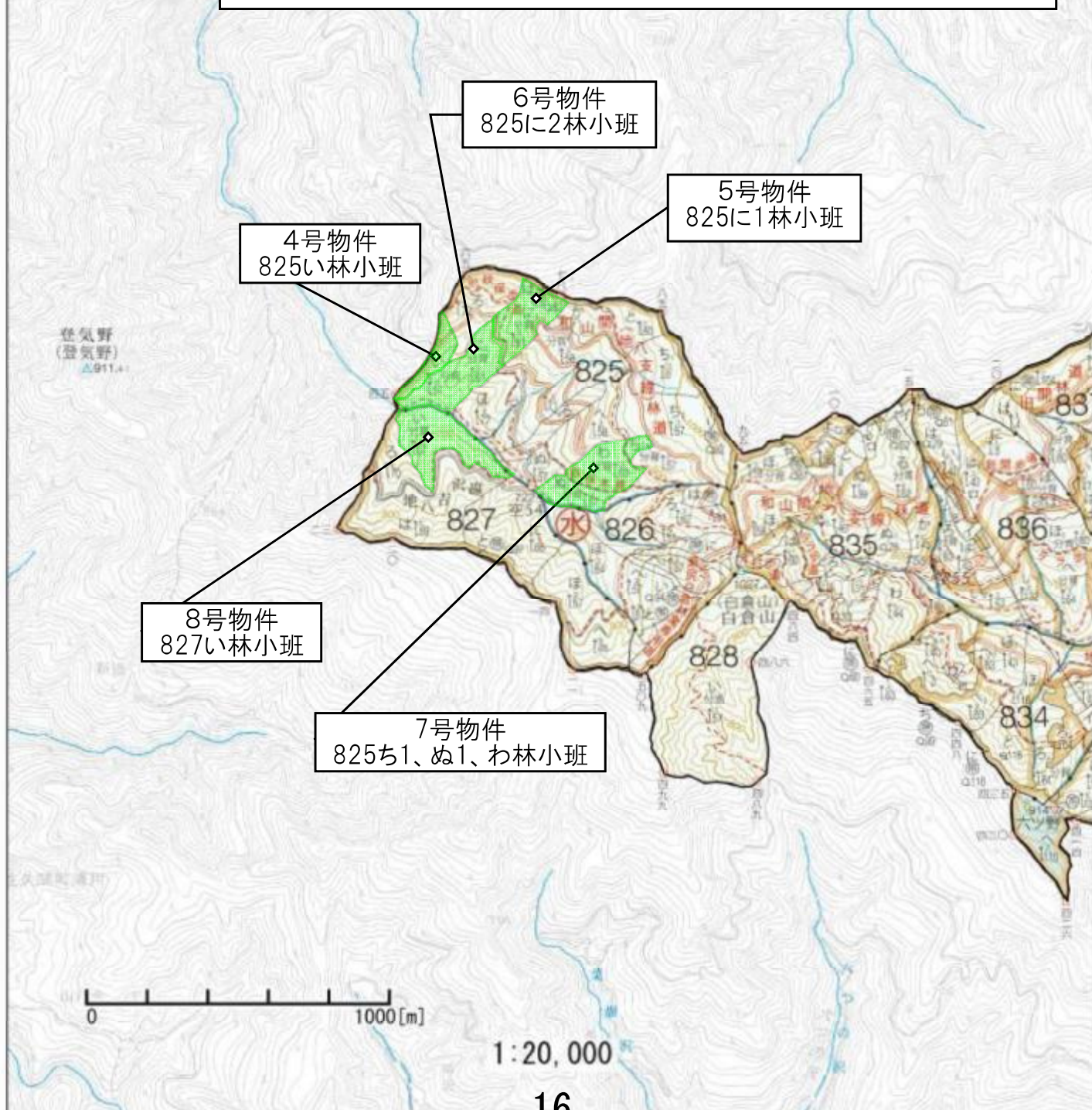
第8号物件：

静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林827い林小班

面積：4.36ha



386 331 080*74



入札番号第4～6、8号物件基本図

第4号物件：
静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825い林小班
伐採面積：1.23ha 伐採方法：皆伐

第5号物件：
静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825に1林小班
伐採面積：3.14ha 伐採方法：皆伐

第6号物件：
静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825に2林小班
伐採面積：4.14ha 伐採方法：皆伐

第8号物件：
静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林827い林小班
伐採面積：4.36ha 伐採方法：皆伐



4号物件	386	331	530*42
5号物件	386	332	604*05
6号物件	386	331	509*05
8号物件	386	331	080*74

入札番号第7号物件基本図

- 第7号物件①：
静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825ち2林小班
伐採面積 0.47ha
- 第7号物件②：
静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825ぬ1林小班
伐採面積 1.75ha
- 第7号物件③：
静岡県浜松市天竜区佐久間町 白滝国有林825わ林小班
伐採面積 2.48ha



386 322 200*41



入札第 4 号

所在地

静岡県浜松市天竜区佐久間町

白滝国有林825い林小班

(分収育林)

主間伐別

皆伐

林齢

61年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

1.23ha

樹種	材質別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
スギ	一般材	20	15	1	0.24			
		22	14~16	4	1.12			
		24	15~16	4	1.36			
		26	15~16	3	1.17			
		28	16	1	0.47			
		30	17	1	0.57			
		34	17	1	0.74			
	一般材 計			15	5.67			
	低質材 計	6~22	3~13	25	1.88			
スギ 計				40	7.55			
ヒノキ	一般材	14	13	3	0.30			
		16	14	13	1.95			
		18	15	60	12.00			
		20	16	88	22.88			
		22	16	96	28.80			
		24	17	107	40.66			
		26	17	107	46.01			
		28	18	103	54.59			
		30	18	55	32.45			
		32	19	58	40.60			
		34	19	44	34.32			
		36	19	29	24.94			
		38	20	14	14.00			
		40	20	13	14.17			
		42	20	3	3.57			
		44	19	2	2.42			
	一般材 計			795	373.66			
	低質材 計	6~28	4~18	172	20.91			
ヒノキ 計				967	394.57			
アカマツ	一般材 計	50	18	1	1.48			
	低質材 計	14~60	5~18	16	8.80			
アカマツ 計				17	10.28			
ヒメコマツ 計	低質材 計	22~36	11~17	2	1.07			
モミ	一般材	46	20	1	1.58			
		56	19	1	2.12			
	一般材 計			2	3.70			
	低質材 計	12~38	8~18	7	3.15			
モミ 計				9	6.85			
コマツガ 計	低質材 計	28~56	14~18	4	4.44			
カヤ 計	低質材 計	18	6	1	0.09			
他N 計	低質材 計	14~38	7~14	8	1.74			
他L 計	低質材 計	14~42	4~18	304	55.12			
合計				1,352	481.71			

物件の写真はこちら



入札第 5 号

所在地

静岡県浜松市天竜区佐久間町

白滝国有林825に1林小班

(分収育林)

主間伐別

皆伐

林齢

65年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

3.14ha

樹種	材質別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本数	材積(m3)	単価	金額	備考
スギ	一般材	14	16	1	0.13			
		16	18	5	0.95			
		18	19	20	5.00			
		20	21	45	14.85			
		22	22	75	30.75			
		24	23	100	51.00			
		26	24	119	73.78			
		28	24	139	98.69			
		30	25	154	129.36			
		32	26	163	156.48			
		34	26	153	165.24			
		36	27	121	150.04			
		38	27	88	121.44			
		40	28	60	94.80			
		42	28	39	66.69			
		44	29	25	47.75			
		46	29	17	34.85			
		48	30	13	29.64			
		50	30	9	21.87			
		52	30	7	18.13			
		54	30	2	5.50			
		56	30	2	5.82			
		58	30	2	6.16			
		60	30~31	2	6.62			
	一般材計			1,361	1,335.54			
	低質材計	12~36	15~27	26	17.11			
スギ計				1,387	1,352.65			
ヒノキ	一般材	14	13	1	0.10			
		16	14	2	0.30			
		18	15	9	1.80			
		20	16	25	6.50			
		22	17	60	19.80			
		24	18	106	42.40			
		26	18	155	71.30			
		28	19	204	114.24			
		30	19	233	146.79			
		32	20	221	165.75			
		34	20	173	143.59			
		36	20	115	104.65			
		38	21	64	67.84			
		40	21	30	34.80			
		42	21	14	17.64			
		44	22	9	12.96			
		46	22	4	6.20			
		48	22	1	1.67			
	一般材計			1,426	958.33			
	低質材計	10~34	11~20	23	7.91			
ヒノキ計				1,449	966.24			
アカマツ計	低質材計	44~60	14~17	5	7.04			
モミ計	低質材計	58	18	1	2.13			
他L計	低質材計	22~48	13~17	27	13.36			
合計				2,869	2,341.42			

物件の写真はこちら



入札第 6 号

所在地

静岡県浜松市天竜区佐久間町

白滝国有林825に2林小班

(分収育林)

主間伐別

皆伐

林齢

65年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

4.14ha

樹 種	材質別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本 数	材積(m3)	単 価	金 額	備 考
スギ	一般材	12	13	3	0.24			
		14	14	7	0.77			
		16	16	20	3.40			
		18	17	40	8.80			
		20	19	80	24.00			
		22	20	125	47.50			
		24	21	160	73.60			
		26	22	181	101.36			
		28	22	198	128.70			
		30	23	195	150.15			
		32	24	163	145.07			
		34	25	123	127.92			
		36	25	91	105.56			
		38	26	71	95.14			
		40	26	49	71.54			
		42	27	29	47.56			
		44	27	20	35.40			
		46	28	15	29.55			
		48	28	13	27.43			
		50	28	10	22.60			
		52	29	5	12.50			
		54	29	4	10.60			
		56	29	2	5.62			
	一般材 計			1,604	1,275.01			
	低質材 計	8~38	9~26	70	26.34			
スギ 計				1,674	1,301.35			
ヒノキ	一般材	12	13	25	2.00			
		14	14	75	8.25			
		16	15	136	21.76			
		18	16	199	41.79			
		20	17	267	72.09			
		22	18	346	121.10			
		24	18	371	148.40			
		26	19	343	168.07			
		28	19	251	140.56			
		30	20	180	120.60			
		32	20	110	82.50			
		34	21	62	54.56			
		36	21	36	34.92			
		38	21	19	20.14			
		40	22	7	8.54			
		42	22	3	3.99			
		44	21	3	4.08			
	一般材 計			2,433	1,053.35			
	低質材 計	8~32	10~20	68	12.38			
ヒノキ 計				2,501	1,065.73			
アカマツ 計	低質材 計	22~58	12~18	43	36.65			
ヒメマツ 計	低質材 計	22~34	13~17	2	1.03			
モミ 計	低質材 計	40~52	19	3	4.53			
他L 計	低質材 計	22~52	12~18	79	32.52			
合 計				4,302	2,441.81			



入札第 7 号

所在地

静岡県浜松市天竜区佐久間町

白滝国有林825ち2、ぬ1、わ林小班

(分収育林)

主間伐別

皆伐

林齢

61～67年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

4.70ha

樹 種	用パ別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本 数	材積(m3)	単 価	金 額	備 考
スギ	一般材	12	8～13	2	0.13			
		14	9～14	4	0.40			
		16	15～19	8	1.40			
		18	17～19	18	4.20			
		20	17～20	67	19.57			
		22	18～20	156	55.74			
		24	19～21	280	122.88			
		26	16～21	418	219.57			
		28	19～23	497	301.27			
		30	20～22	488	349.46			
		32	19～23	432	348.24			
		34	22～24	341	317.23			
		36	19～23	253	262.93			
		38	22～23	168	194.77			
		40	21～24	118	153.27			
		42	21～23	85	118.64			
		44	23～24	50	76.20			
		46	23～25	30	49.21			
		48	23～24	16	28.00			
		50	22～24	11	20.36			
		52	21～25	8	16.40			
		54	22～25	5	10.91			
		56	25～27	3	7.59			
		58	25～28	2	5.39			
	一般材 計			3,460	2,683.76			
	低質材 計	10～38	6～23	22	7.42			
スギ 計				3,482	2,691.18			
ヒノキ	一般材	14	13	2	0.20			
		16	13～16	10	1.48			
		18	14～17	16	3.19			
		20	15～18	37	9.80			
		22	16～18	93	30.81			
		24	17～18	163	63.14			
		26	17～19	182	85.73			
		28	18～19	174	94.98			
		30	19	152	95.76			
		32	19～20	139	100.90			
		34	19～20	90	73.30			
		36	20	50	45.50			
		38	20～21	26	26.18			
		40	19～21	18	19.77			
		42	20～23	10	12.18			
		44	20	4	5.16			
		46	21	2	2.94			
		54	21	1	1.94			
	一般材 計			1,169	672.96			
	低質材 計	12～28	12～18	14	2.46			
ヒノキ 計				1,183	675.42			
アカマツ計	低質材 計	42～48	17～19	2	2.43			
モミ 計	低質材 計	66	20	1	3.03			
他L 計	低質材 計	22～58	9～18	78	42.87			
合 計				4,746	3,414.93			



入札第 8 号

所在地

静岡県浜松市天竜区佐久間町

白滝国有林827い林小班

(分収育林)

主間伐別

皆伐

林齢

60年生

販売物件明細書

搬出期間

36ヶ月

面積

4. 36ha

樹 種	材質別	胸高直径(cm)	樹高(m)	本 数	材積(m3)	単 価	金 額	備 考
スギ	一般材	12	14	28	2.52			
		14	15	88	10.56			
		16	17	129	23.22			
		18	18	162	37.26			
		20	19	214	64.20			
		22	20	274	104.12			
		24	21	300	138.00			
		26	22	305	170.80			
		28	22	289	187.85			
		30	23	267	205.59			
		32	24	220	195.80			
		34	24	155	155.00			
		36	25	118	136.88			
		38	25	88	113.52			
		40	25	60	84.60			
		42	26	39	61.62			
		44	26	28	47.60			
		46	26	20	36.40			
		48	27	10	20.30			
		50	27	4	8.68			
		52	27	4	9.24			
		54	29	2	5.30			
		58	29	1	2.97			
		60	28	1	3.02			
	一般材 計			2,806	1,825.05			
	低質材 計	8～34	10～24	130	12.12			
スギ 計				2,936	1,837.17			
ヒノキ	一般材	12	14	10	0.90			
		14	15	29	3.48			
		16	15	53	8.48			
		18	16	70	14.70			
		20	17	85	22.95			
		22	17	114	37.62			
		24	18	147	58.80			
		26	18	152	69.92			
		28	18	130	68.90			
		30	19	108	68.04			
		32	19	75	52.50			
		34	19	44	34.32			
		36	19	28	24.08			
		38	20	13	13.00			
		40	20	6	6.54			
		42	20	3	3.57			
	一般材 計			1,067	487.80			
	低質材 計	8～26	11～18	48	4.26			
ヒノキ 計				1,115	492.06			
モミ 計	低質材 計	28	16	1	0.50			
コメツガ 計	低質材 計	10～26	5～9	5	0.42			
他L 計	低質材 計	22～48	10～18	145	50.75			
合 計				4,202	2,380.90			

別添

特 約 事 項

(伐採・搬出、森林作業道等作設、林野火災防止)

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の(1)及び(5)は適用しない。
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - (1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」(別紙5)を作業に着手する14日前までに当該事業地を管轄する森林官等(以下「森林官」という。)を経由の上、天竜森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面(保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど)を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」(別紙6)の内容を確認の上、添付すること。
 - (3) 買受人は(1)で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、天竜森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - (4) 買受人は、(1)及び(3)に基づいて提出した事項について、天竜森林管理署長の承認された後に着手すること。

- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。

本物件は宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定されています。集材路(森林作業道を含む。)、土場等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処置を行う場合は、買受人が工事主として県知事等への許可申請又は届出を行うこと。

(1) 路網

ア 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械(以下「林業機械等」という。)が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意する。

- ① 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤ S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にするなどして、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ① カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ② 地下水の湧出若しくは地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、又は、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、おおむね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。この場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下「人家等」という。）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互におおむね 30cm 毎の層ごとにバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 4 天竜森林管理署長は、1 及び 3 の不遵守や、2 (1) 並びに (3) において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生するおそれがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は天竜森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

- 5 調査木については、原則全て伐倒・搬出すること。

- 6 立木の伐採、木材の搬出等に当たっては、末木枝条、残材、根株等を沢・湖沼・土場周辺・治山ダム等へ集積しないこと。また、植栽に支障のないよう集積箇所を分散させること。

- 7 やむを得ず搬出支障木（販売物件材積の 5 % 以内）が発生する場合は、事前に森林官へ連絡し必要な手続きを行うこと。また、法令等で規制されている森林については（保安林、自然公園、史跡名勝等）、別途「伐採許可申請」等が必要であり、手続きには 1 ～ 2 か月程度要することがあるので注意すること。

8 伐採区域を十分に確認のうえ、伐採を実施すること。また、伐採区域について不明な箇所がある場合は必ず事前に森林官に確認すること。

9 各作業の実行に当たっては安全作業を心掛け、林道・歩道・事業地の入口等には、以下作成例のように歩行者や通行車両に注意喚起を促す看板を掲示すること。また、公道を利用する場合は、利用に必要な手続きを行い誘導員の配置等必要な措置を講じること。

看板作成例

立木伐採搬出作業中 購入者 : ○○林業 作業箇所 : ○○国有林○○林小班 作業期間 : (自) 令和○○年○○月○○日 (至) 令和○○年○○月○○日
--

10 歩道及び伐採区域界沿いは、伐採完了後に歩行の支障とならないように適切に処理すること。

また、伐採種が皆伐の箇所は、伐採跡地に獣害防護柵を設置し植栽することから、伐採区域の外周から内側方向へ約2mの間には、枝条等を積み上げないこと。

11 公売物件内及び外縁・周辺には、国有林の土地境界標や基準点が設置されている場合があるので、これらの標識の有無を現地確認や打ち合わせの際などに森林官へ確認し、これらの標識が設置されている場合には、森林官の指示に従い必ず保全措置を取ること。

なお、誤ってこれらの標識を毀損等してしまった場合は、買受人の経費負担により測量等のうえ復元することとなるので、十分注意すること。

12 山火事防止のため、林内における火の使用は原則禁止とする。

(1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講じること。

ア 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講じるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。

イ 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。

ウ 喫煙場所を指定する際は、車両・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。

エ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。

オ 刈払機、チェーンソー等の機会を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

- (2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員にて対して周知徹底すること。

- 13 狩猟期間及び有害鳥獣駆除実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板を事業地等の分かりやすい箇所に掲示すること。

- 14 立木の伐採・加工・搬出等に必要な国有林野の土地及び施設等について、国有林野の管理経営上支障のない限度において、無料で利用できるものとするので、利用する場合は、事前に森林官に相談すること。

- 15 木材の搬出については、運搬区間を走行できるか幅員、耐荷重等現地確認のうえ入札すること。林道の状況によっては車両制限をする場合もある。林道利用に支障が生じるため、降雨時の大型車両による木材の運搬・搬出は避けること。

- 16 作業終了時は、事前に担当森林官へ連絡し、現地の確認を受けること。なお、手直しも想定されることから、必ず林業機械撤収前に森林官へ連絡すること。

- 17 今回公売する物件のうち第4号から第8号物件は、認証林であることから天竜林材業振興協議会森林認証部会の「森林作業共通仕様書」に準じて作業を実施すること。
森林作業共通仕様書を含む「FM認証グループマニュアル」については、下記WEBサイトを参照のこと。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ringyou/portal/ringyou/fsc/hamamatsufsc.html>

- 18 入札番号第1号～第3号については、鹿害剥皮被害防止のための幹巻きテープ（リンロンテープ）が施されており、撤去（撤去期間2ヶ月程度）の必要があるため、事業開始はその撤去後以降とすること。

- 19 入札番号4号～6号及び8号物件付近の林道（地八吉沢線）は浜松市が管理しているため、使用については管理者に相談すること。

林道（地八吉沢線）脇に貸付杭が埋設されてる。このことについて現地確認や打ち合わせの際などに森林官へ確認し、森林官の指示に従い必ず保全措置をとること。

なお、誤ってこの標識を毀損等してしまった場合は、買受人の経費負担により測量等のうえ復元することになるので、十分注意すること。

- 20 入札番号4号～6号及び8号の4物件については、隣接する小班であり、各小班面積を合計すると10ha以上となる。いずれも水源かん養保安林であり、保安林指定施業要件・皆伐の伐採限度面積が10haに制限されているため、同年度内に4物件すべてを皆伐することができない。このため、入札の結果により伐採限度面積以下となる

よう調整が必要となった場合は、当署の指示に従い、落札者間での伐採年度の調整に応じること。

以上の事項について、承諾のうえ入札に参加のこと。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4（3）に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- （1）集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。
- （2）集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。
- （3）やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

- （1）枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにするのを避けるものとする。
 - エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。
また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。
なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実にを行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）

- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）
- （3）林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
 - （4）本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
 - （5）地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

天竜林材業振興協議会 FM 認証グループ
森林作業共通仕様書

1 趣旨

森林作業共通仕様書は、森林管理計画の森林管理方針に基づき、持続可能な方法で森林を経営・管理するための森林作業の仕様を定めるものであり、天竜林材業振興協議会 FM 認証グループにおける森林作業については、本仕様書に基づいて作業をするよう努めなければならない。

2 各作業現場における環境影響評価

作業現場における責任者（作業班長等）は、各作業現場での作業を実施するに当たり、別紙「森林作業チェックリスト」を用い、作業前の環境影響評価を行うとともに、各作業現場での作業後においても同リストを用い、環境影響の確認を行うものとする。

3 各作業における確認事項

作業を行うものは、各日の作業の実施に当たり、本仕様書及び各サイトの任意様式を用い、作業手順及び環境配慮、危険予知（KY）の確認を行うものとする。

4 地拵え作業

作業手順

- （１）区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、根元から伐倒又は刈払うこと。
- （２）伐倒又は刈払ったもの、その他散在している枝条、木屑等は原則として等高線沿いに堆積する全刈筋積を行い、更新作業に支障がないようにすること。
- （３）樹形が良く成育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。

環境配慮

広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

5 植栽作業

作業手順

（１）植付方法

- ① 植付点を中心に十分に地被物を取り除き、苗木の根張りに応じた穴を全体に耕転し、根茎、石礫、塵芥等をすべて除去する。

- ② 表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこと。
- ③ 植穴中央に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を曲げたり地表に露出させないようにし、細土で覆い、その途中で苗木を揺り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固め、地被物で根元を覆うこと。
- ④ 道路沿いの植栽地は、将来伸びた枝が通行の妨げとならないよう十分距離をとって植栽すること。

(2) 苗木の取扱い

- ① 苗木を受領したときは、速やかに施工箇所に植栽し、また、そうでないときは速やかに仮植すること。
- ② 仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定する。
- ③ 仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置をすること。

環境配慮

- (1) 活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと。
- (2) 野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずる。

6 下刈作業

作業手順

- (1) 区域内にある植栽木以外の下層植物は、地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。ただし、植栽木以外の樹木で成育の見込みのある有用樹種は存置すること。
- (2) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (3) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (4) つる類が植栽木等に巻き付いている場合は、丁寧に除去すること。

環境配慮

- (1) 林分の状況を判断し、方法を決定すること。
- (2) 必要以上の下刈りは、避けること。
- (3) 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。
- (4) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (5) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (6) 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。

7 つる切作業

作業手順

- (1) 植栽木等に巻き付いているつるは、樹幹から完全に切断除去すること。
- (2) 切断除去に当たっては、地際より切断のこと。

環境配慮

つる類の切断除去に当たっては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。

8 枝打ち作業

作業手順

- (1) 枝打ち高は、生産目標にあわせた高さに根張り等を加味して施業する。
- (2) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。
- (3) 枝打ちを行うときは、樹幹面と平行に枝座を残すように切除し、樹皮を剥がさないようにすること。
- (4) つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (5) あばれ木の枝、又は樹幹の形質を損するおそれのある枝は、適宜枝打ちすること。

環境配慮

枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。

9 間伐作業

作業手順

- (1) 間伐に当たっては、植栽木を伐倒、除去し、林分の密度調整を行うとともに、植栽木の生育を阻害し、又は、今後、阻害するおそれのある広葉樹等を伐倒、除去すること。ただし、極力下層に生育する広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 植栽木の伐除については、次のものから優先的に伐倒する。
 - ① 病虫害、獣害、風害等の被害木
 - ② 木肌における傷や腐り木
 - ③ 根曲がりや樹幹の曲がり木
 - ④ ねじれや二股等の異型木
 - ⑤ 優勢木に接近している劣勢木
 - ⑥ 年輪が広いあばれ木

ただし、伐倒しても林分構成上支障がないものに限る。また、安全上、支障のない枯死木はできるだけ残す。

- (3) 伐倒によりかかり木になった場合は、その都度、適切に処理すること。
- (4) 伐倒に当たっては、残存木への損傷を最小限にすること。
- (5) つる類が残存木に巻き付いている場合は、切断除去すること。
- (6) 伐木の胸高直径が 20 c m 以上の場合は正しい受け口切り及び追い口切りにより、適当な「伐り残し」を正しく残した伐倒を行うこと。
- (7) 伐倒木が、残存木の生育に支障のある場合又は道路上、境界わきにある場合は、適切に処理すること。
- (8) 間伐に当たっては、間伐前の立木密度を考慮しながら植栽木の概ね 3 5 % を上限とし伐倒すること。

環境配慮

- (1) 可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
- (2) 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- (3) 伐倒に当たっては、残存木への損傷を最小限にすること。
- (4) 急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。
- (5) 河川等にかかっている又は、流れ込むおそれがある倒木を処理すること。
- (6) 急激な環境変化を避けるため、特に崩壊のおそれのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う。
- (7) 土壌侵食のみられる林分では、強度間伐により自然植生を促し混交林化を図る。

10 伐採・搬出作業

作業手順

環境配慮

- (1) 地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- (2) 掃除伐の際は、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めること。
- (3) 伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。
- (4) 収穫材、残存木の破損は、最小限にすること。
- (5) 資材等の放置はしないこと。
- (6) 搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること。
- (7) 年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林への誘導を図ること。
- (8) 伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、

木材の有効利用を図ること。

1 1 林道網整備

作業手順

環境配慮

- (1) 林道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に当たっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること。
- (2) ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと。
- (3) 平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること。
- (4) 区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと。
- (5) 土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所はできるだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する。
- (6) 建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること。
- (7) 伐開幅は、自然災害のリスクを考慮し、適切な広さとすること。

1 2 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

- ① 車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。
- ② 機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。
- ③ 車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。

(2) 水質保全

- ① 油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。
- ② 河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。

(3) 土砂災害防止

- ① 立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。
- ② 除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮

した作業を行うこと。

- ③ 急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。

(4) 廃棄物の処理

作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さずすべて持ち帰り、適正に処理すること。

(5) 山火事予防

- ① 作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。
- ② 喫煙には十分に注意するとともに、吸殻は適切に処理すること。
- ③ 山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。

1 3 安全衛生に配慮した作業の実施

(1) 安全装備等の徹底

- ① 労働災害を未然に防止するため、作業に応じた安全装備を行うこと。
- ② 各作業現場に救急箱の配置し、すぐに利用できる状態にしておくこと。

森林作業チェックリスト

サイト名：	サイト管理者：
作業種：	記入者：
団地名：	林班：

作業前 年 月 日記入 *該当しない場合は斜線「/」を記入する。

✓	確認項目	対応策など
	作業予定林分における作業内容が把握されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が把握されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が把握されているか。	
	林分の境界は明確か。	
	使用する機械器具は正常な状態か。	
	必要な安全装備がされているか。	
	危険のポイントを把握されているか。	
	危険のポイントへの対応策は考えられているか。	
	作業予定林分に希少野生動植物は生息していないか。	
	作業予定林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込む恐れはないか。	
	機械のオイル漏れが発生した場合の対応策は考えられているか。取替え部品、目立て器具等は確保されているか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めることなく搬出する手段が考えられているか。	
	木材の搬出によって路面、路肩等を傷めた場合、修復する手段は考えられているか。	

作業後 年 月 日記入

✓	確認項目	処理内容など
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている作業手順が実施されているか。	
	「森林作業共通仕様書」内に記載されている環境配慮が実施されているか。	
	作業予定林分の希少野生動植物への影響はないか。	
	掃除伐を行った場合、安全性と植生確保のバランスを考慮しながら、可能な限り下層植生の確保に努めたか。	
	作業林分内又は隣接して河川、溪流がある場合、作業により土砂が流れ込んではいないか。	
	機械のオイル漏れはないか。	
	木材を搬出する場合、残存木を傷めた形跡はないか。	
	林道（作業道）の路面、路肩等の補修は必要ないか。	
	作業道の開設を行った場合、伐開幅は、自然災害のリスクを考慮し、適切な広さか。	
	廃棄物が放置されていないか。	
	安全衛生に配慮した作業が実施されたか（聞取／作業に応じた安全装備、救急箱はすぐに利用できる状態だったか）。	

森林の状態

✓	確認項目	具体的な場所・内容など
	違法行為の形跡はないか。	
	病虫害、獣害の発生はないか。	
	外来種の侵入、拡大はないか。	
	山崩れ等の自然崩壊はないか。	

分収育林についてのご注意

今回公売する1～8号物件は、分収育林として募集した林分です。国と契約者である緑のオーナーがそれぞれの持分に応じた権利を有していますので、以下の内容を承諾の上入札してください。

- 1 代金の延納 各オーナーに対する支払い（振込）の延納はできません。
- 2 納入方法 契約後、売買代金の総額を分割します。国分は納入告知書、各オーナー分は口座振込によりお支払いいただきます。
なお、オーナーの口座に売買代金が振込めない場合は現金書留により郵送し、更に受取りがなければオーナーの住所地を管轄とする法務局あて供託金として電子（ゆうちょ銀行）及び現金により納付することとなります。
- 3 振込方法 オーナーへの振込額・振込先については、契約後にお渡しする『分収金振込先一覧表』をご参照ください。振込後は、金融機関の発行する振込証書等、振込みを証明できる書面を提出してください。
- 4 振込手数料 振込手数料は、買受人の負担となります。
なお、振込手数料は予定価格から控除してあります。
- 5 その他 1～4以外の条件については、入札案内、入札注意書、特約事項と同様とします。

委 任 状 (例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

天竜森林管理署長 吉松 重記 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状（例）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 〇〇〇に関すること（※必要に応じ、その他事項を記載）
- 3 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官

天竜森林管理署長 吉松 重記 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

天竜森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」の記名を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(売買契約書別紙)

売買代金明細書

(立木販売買受者) 様

T8000012050001
天竜森林管理署

売買契約年月日 年 月 日

売買契約番号

売買物件の所在場所 静岡県〇〇市〇〇区 〇〇国有林〇〇林小班

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		—
小計		

消費税額については1円未満端数処理のため、内訳のインボイス対象内外のそれぞれの税額を合計した値が、売買代金の合計額の消費税額と一致しない場合があります。

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※ 1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10% で計算した額）とは一致しない場合があります。

※ 2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件（分収育林）	9.11%
2 号物件（分収育林）	9.32%
3 号物件（分収育林）	8.88%
4 号物件（分収育林）	3.71%
5 号物件（分収育林）	8.15%
6 号物件（分収育林）	9.27%
7 号物件（分収育林）	7.92%
8 号物件（分収育林）	8.76%

※ 3 上記 2 の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

立木販売箇所の事業計画書

天竜森林管理署長 殿
(森林事務所 森林官 殿)

令和 年 月 日

買受者の所在地: _____

名 称: _____

代 表 者 名: _____

電 話: _____

区 分		内 容		
場所及び数量等	契 約 方 法 等	・公売 ・随契	契約年月日	令和 年 月 日
	契 約 場 所	国有林 林班 小班 (全・内)		
	契 約 数 量	・面積 ha・樹種	外・材積	m3
	伐 採 方 法	・ 皆伐 ・ 間伐 ・ その他()		
伐採搬出計画	作 業 の 形 態	・ 自社 ・ 下請 ・ その他()		
	作 業 期 間	(自)令和 年 月 日～(至)令和 年 月 日		
	搬 出 方 法	・ 架線集材 ・ フォワーダ集材 ・ その他()		
	従事作業員の内訳	・ 作業員数 名(常雇 名 臨時 名)		
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・住 所		
		・氏 名		
		・代 表 者		
		・電 話		
現場責任者等の氏名	現 場 責 任 者 の 氏 名 等	・氏 名	tel:	
	林業架線作業主任者	・氏 名	tel:	
	地山掘削作業主任者	・氏 名	tel:	
	車両系建設機械運転	・氏 名	tel:	
	かかり木の処理業務	・氏 名	tel:	

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者：_____

売買物件の所在地：_____

チェック項目	確認
(1) 伐採区域の確認 ① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	
(2) 林地保全に配慮した集材施設の設計 ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
(3) 林地保全に配慮した集材施設の施工 ① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	
(4) 作業実行上の配慮 ① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
(5) 事業中・実施後の整理 ① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	
(6) 生物多様性への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	

現 地 案 内

1 現地案内実施一覧表

入札 番号	国有 林名	案内 林小班	日時	集合場所	案内者(お問い合わせ先)
1	地頭方	319い3	令和8年 10月8日(木) 10:00	山住造林休憩小屋ゲート前(門桁土場) 住所: 浜松市天竜区水窪町山住 マップコード: 386 773 420*27	水窪森林事務所 主席森林官 西秋 電話: 053-987-0616
3	地頭方	320い1			
3	地頭方	356い1			
4	白滝	825い	令和8年 10月9日(金) 10:00	瀬尻(瀬尻併用1号)林道 地八林道ゲート前 住所: 浜松市天竜区龍山町瀬尻 マップコード: 386 306 245*74	瀬尻森林事務所 森林官 氏原 電話: 053-968-0014 携帯: 090-2450-2646
5	白滝	825に1			
6	白滝	825に2			
7	白滝	825ち2 825ぬ1 825わ			
8	白滝	827い			

2 その他

- ①現地案内は雨天でも実施いたします。
(ただし大雨洪水等の警報が発表されている場合は中止します。不明な点は、案内者へ問い合わせください。)
- ②集合時間の厳守をお願いします。

現地案内集合場所位置図（10月8日）

【入札番号1～3号】

山住造林休憩所手前ゲート

住所 : 浜松市天竜区水窪町山住
連絡先 : 水窪森林事務所
電話 : 053-987-0616
マップコード : 386 773 420*27

広域図



拡大図及び集合場所写真



両位置図とも国土地理院発行の地理院タイルを使用して作成

現地案内集合場所位置図（10月9日）

【入札番号第4～8号】

瀬尻（瀬尻併用1号）
地八林道ゲート前

住所：浜松市天竜区龍山町瀬尻
連絡先：瀬尻森林事務所
電話：053-968-0014
森林官携帯：090-2450-2646
マップコード：386 306 245*74

広域図



拡大図及び集合場所写真



両位置図とも国土地理院発行の地理院タイルを使用して作成

[illegible]